

【表紙】

筑波大学

1. 研究におけるマネジメント

(1) 大学として実施している現状把握・分析としての評価（アセスメント）とその利用

- ・ 大学教員業績評価

(2) 研究戦略とこれに係る評価

- ・ 研究戦略イニシアティブ
- ・ 革新的研究等支援プログラム
- ・ 研究基盤支援プログラム（Aタイプ）

(3) その他の特徴的な研究推進の取組

- ・ つくばイノベーションアリーナ
- ・ グローバル・イノベーション推進機構

2. 大学として実施されている主な評価

- ・ 年度重点施策方式と全学自己点検・評価

3. 部局で実施されている研究マネジメント・評価

(1) 計算科学研究センターにおけるマネジメント

(2) その他

4. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

《参考資料》

筑波大学における研究評価について

筑波大学は、教育・研究・運営の全般にわたって、一層の機能強化を図るため、平成 24 年 4 月から、新たな教育研究体制に移行した。教員の所属組織を、学群・学類、研究科・専攻、センター等の教育研究組織から独立した組織である「系」として運営することにより、各教育研究組織が、複数の教員組織から異なる分野の教員の参画を求めることが可能となり、学際融合・領域横断的な教育研究を一層柔軟に行える体制となっている。また、学内における研究拠点の育成については、研究拠点の形成及びグループによる研究プロジェクトを支援する「研究戦略イニシアティブ」という拠点形成を主軸とした評価などを行い、研究経費、特別教員の配置、研究スペースの配分を行っている。

1. 研究におけるマネジメント

(1) 大学として実施している現状把握・分析としての評価（アセスメント）とその利用

筑波大学では、大学教員業績評価、研究推進会議の新設、各種基礎データの把握を実施しており、その概要は以下のとおり。

○大学教員業績評価

・目的

- ・教員自らが自身の活動を客観的に分析し、活動の改善・質の向上を図る
- ・教員の活動に対する正当かつ積極的な評価による処遇への反映やインセンティブの付与
- ・評価結果の分析を通じた大学や各組織における施策への反映
- ・国立大学法人としての社会への説明責任を果たす

・評価手順

- ①教員自らが自身の活動実績を自己点検・評価を通じて行うこととし、教員は「筑波大学研究者情報システム（TRIOS）」等のデータベースに活動データ等を入力する。
- ②専攻長、学系長、学群長、学類長等が参画する部局等評価委員会が、その定める評価基準等に基づき、教員の評価及び SS（極めて優れた活動内容）評価候補教員の選定を行う。
- ③部局等評価委員会の委員長等をもって構成される全学評価委員会が、その評価結果についての不服申立の審査及び公表並びに SS 評価候補教員として推薦された者の中から、特に優れた取組や活動を行っていると思われる教員を、領域ごとに SS 評価として認定する。さらに、評価を通じた全学的な教育研究活動の活性化につなげる施策の検討を行う。

・評価基準

教員が自己評価を行う際に用いる評価は以下の 4 段階である。

S：平均水準を大きく上回っている

A：平均水準を上回っている

B：平均水準の活動内容である

C：平均水準を下回っている

なお、ここでの「平均水準」とは、研究領域については、「論文数や外部資金受入状況等の定量的数値を勘案し、教員の専門分野に係る研究活動が、国内外の学界における平均的な水準であること」としている。

・評価結果の活用

評価結果は次のように活用することとしている。

- ①教員個人が今後の教育・研究等の質の向上・改善を図るための指標とする。
- ②全学、部局等において、組織運営等の改善のための資料とする。
- ③研究科長が勤勉手当及び昇給について判断するための参考資料のひとつとする。
- ④その他評価結果の活用方法は、適正な手続きを経て、全学、部局等において、別に定めることができる。

各研究科の評価結果を全学で取りまとめ集計したもの及びその分析結果については公表し、教員個人の評価結果は公表しないこととしている。

○研究推進会議

研究企画・研究支援の強化と、本部・部局間や部局相互の情報共有を促進し、研究推進力の一層の向上を図ることを目的として、各系の研究担当、センター長のうち学長が指名する者から構成される「研究推進会議」を設置し、研究推進及び研究システムの高度化、学内研究支援プロジェクトの選定及び推進、研究グループの登録・認定制度などを行うこととしている。

(2) 研究戦略とこれに係る評価

○研究戦略イニシアティブ

筑波大学では、学長を機構長、研究担当副学長を副機構長とする研究戦略イニシアティブ推進機構を設置し、研究戦略イニシアティブを推進している。

・研究戦略イニシアティブ推進機構の目的

筑波大学の優れた教育研究の取組を戦略イニシアティブとして位置付け、その強化育成を行うことにより、新たな教育研究領域を開拓する国際的な拠点へと成長させるとともに、その拠点を核とする新たな教育研究組織への発展及び研究プロジェクトの実施を支援することにより、もって筑波大学の教育研究システムを高度化するスパイラルを形成する。

・研究戦略イニシアティブ推進機構推進委員会

機構に機構長（学長）、副機構長（研究担当副学長）等で組織される推進委員会を設置し、イニシアティブの選定、イニシアティブに配分する予算、特別教員配置枠、研究スペースの決定、イニシアティブの実施状況についての評価及び助言を行っている。

・研究戦略イニシアティブ推進機構の概要

機構では、個人研究を支援するのではなく、研究拠点の形成及びグループによる研究プロジェクトを支援することとしている。したがって、機構で支援するイニシアティブは、自らの拠点形成計画や研究プロジェクトを持ち、一定以上の研究基盤（教員数、競

争的資金)を有することが必要とされる。また、これらの促進には、拠点の成長段階や研究の発展段階に応じた支援を行う必要があるとしている。これにより、機構で支援するイニシアティブは4種類のカテゴリ(戦略イニシアティブ(S)、(A)及びプレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)、(研究プロジェクト提案型))があり、それぞれが満たすべき資格は、文系と理系で差があり得るが、この点についてはイニシアティブの選定に当たって、研究グループの教員数、競争的資金の獲得状況等に基づき、総合的観点から判断することとしている。

戦略イニシアティブ及びプレ戦略イニシアティブの概要は表1のとおり。なお、イニシアティブの運営を円滑にするため、イニシアティブごとに、研究コーディネータを置くことができる。

カテゴリ	申請資格		支援期間	支援項目
	競争的資金等	中核教員数		
戦略イニシアティブ(S)	拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金に採択された拠点	10名程度	5年まで	拠点形成活動経費 特別教員配置(3人以内) 研究スペース
戦略イニシアティブ(A)	原則として、科研費基盤(A)相当以上を拠点代表者を含む2名以上の中核教員が申請時に獲得していること	5~10名	3年まで	拠点形成活動経費 特別教員配置(3人以内) 研究スペース
プレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)	原則として、科研費基盤(A)又は若手(A)相当以上を申請代表者が申請時に獲得していること	5~10名	2~3年まで	拠点形成活動経費のみ (年間10,000千円まで)
プレ戦略イニシアティブ(研究プロジェクト提案型)	原則として、科研費基盤(A)相当以上を申請代表者又は1名以上の中核教員が申請時に獲得していること	3~5名	2~3年まで	プロジェクト研究経費のみ (年間5,000千円まで)

表1 戦略イニシアティブ及びプレ戦略イニシアティブの概要

・支援項目について

－拠点形成活動経費・プロジェクト研究経費

拠点形成活動経費・プロジェクト研究経費はイニシアティブ運営のための経常的経費、国際拠点としての活動費用等、競争的資金によってはカバーしがたい経費を中心とし、大型設備費は含めない。また、経費は研究代表者の責任の下で使用できるが、個人的な研究経費とは異なる。

－特別教員配置

戦略イニシアティブには、特別教員配置枠（任期付き教員枠として運用）を配置することとして、その配置数は戦略イニシアティブの規模に応じる。

－研究スペースの配分

総合研究棟、共同研究棟などの全学共用スペースにおける公募スペースの一定部分を機構に優先的に確保し、機構において各イニシアティブへの配分を行うこととしている。

戦略イニシアティブは、将来的には研究科、専攻、共同利用、共同研究拠点、センター等の教育研究組織として発展することが期待される。なお、戦略イニシアティブはプレ戦略イニシアティブ以外から選定される場合もある。

・戦略イニシアティブの選定方法

戦略イニシアティブ（S）は、戦略イニシアティブ（A）及びプレ戦略イニシアティブ等が、拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金を獲得した場合に、当該拠点からの申請により選定する。

戦略イニシアティブ（A）は、原則としてプレ戦略イニシアティブの中から分野別評価委員の評価を参考の上、当該拠点からの申請により選定するが、プレ戦略イニシアティブ以外から推進委員が選定する場合もある。

プレ戦略イニシアティブは公募によって選定する。具体的には、学内外の委員で構成される分野別評価委員によるプレ戦略イニシアティブ評価書を元に、研究戦略室及び研究イニシアティブ推進機構推進委員会で選定されている。その評価の観点、拠点形成又はプロジェクトの計画の概要、研究内容、準備状況、活動経費の妥当性、総合評価などであり、評価基準は4（非常に優れている）、3（優れている）、2（やや劣っている）、1（劣っている）の4段階評点としている。

○革新的研究等支援プログラム

筑波大学では、「ライフ・イノベーション」や「グリーン・イノベーション」などに関する公募に対し研究者が迅速かつ円滑に申請できるよう支援し、分野横断的・異分野融合研究、ハイリスク・ハイインパクト研究、挑戦的な研究も含めた研究基盤整備を短期的に加速することを目的として、革新的研究等支援プログラムを実施している。

○研究基盤支援プログラム（Aタイプ）

若手研究者に研究経費を支援することにより、自由な発想の下、主体的に研究活動を行える機会を与え、将来を担う研究者へのキャリアアップ支援を図ることを目的として、研究基盤支援プログラムを実施している（昨年度実施していた若手研究者育成事業（つくばダイヤモンド研究奨励費）を再編したもの）。これにより、ポスドク研究員、博士特別研究員、博士後期課程相当の大学院生で一定の条件を満たす者に対して、上限50万円／人の支援研究費を配分している。

（3）その他の特徴的な研究推進の取組

○つくばイノベーションアリーナ

産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、経団連とナノテクノロジーの拠点化を目指すつくばイノベーションアリーナ（TIA）を推進している。

○グローバル・イノベーション推進機構

筑波研究学園都市の連携を促進し、共同プロジェクトの立ち上げや支援を行うため、学内組織としてのグローバル・イノベーション推進機構を設置している。

2. 大学として実施されている主な評価

筑波大学では、大学教員業績評価（1.（1）に記載）や研究戦略イニシアティブをはじめとする研究評価（1.（2）に記載）の他、年度重点施策方式と全学自己点検・評価を実施している。

○年度重点施策方式と全学自己点検・評価

全学の各組織は、本部の依頼により、年度当初に当該年度の重点施策を策定する。年度末には、施策の達成状況を自己点検・評価し、本部に報告する。本部はその達成状況を検証するとともに、組織評価を実施している。その評価結果は年次報告書として取りまとめ、公表している。

3. 部局で実施されている研究マネジメント・評価

（1）計算科学研究センターにおけるマネジメント

計算科学研究センターでは、運営協議会を設置し、各研究の進捗度による評価や多角的視点からの評価を実施しており、その評価の観点は、センター内連携、産学官連携、国際連携、活発な国際活動、社会貢献などであり、S, A, B, Cで評価している。

（2）その他

遺伝子実験センターでは、共同利用機関として遺伝子組み換え植物の提供などの基盤的研究を行っている。なお、その業績の適正な評価について留意が必要とのことである。また、人文社会系においても説明責任を果たすための評価が中心であり、研究と評価のバランスが課題とされている。

4. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成23年12月16日に筑波大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、筑波大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である栗本英和氏（名古屋大学評価企画室教授）及び三隅良平氏（防災科学技術研究所水・土砂防災研究部主任研究員）に同席いただいた。後日、両委員から下記のコメントが寄せられた。

1. 大学全体について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1973年10月に開学、「開かれた大学」、「柔軟な教育研究組織」、「新しい大学の仕組み」を建学の理念とし、第2期中期目標期間では、次の3つの重点施策を策定している。①質の高い基礎研究を推進するとともに、既存の学問分野を超えた共同を必要とする領域を積極的に開拓、②国際的に高い成果の期待される分野、学際融合を先導する萌芽的な分野などを重点的に実施、③国・地域社会や産業界と連携し、国内外の社会的課題の解決に積極的に取り組む研究を推進。 ・ 目標・計画、研究戦略は法人の中期計画という形で策定され、とくに学際融合や国際展開が意識されている。筑波大学はもともと講座制ではなかったため、教員間の連携が弱く、大型の競争的資金が獲得しにくい状況にあった。この点を改善するため、研究グループ認定制度を設けるなどして連携強化を図っている。
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価担当副学長の下にある、「企画室」が第2期中期目標期間の重点施策の基本立案を行い、策定した3つの重点施策は研究担当副学長の下にある「研究戦略室」が戦略的かつ計画的に研究を策定し、「研究推進部」が関連するデータの収集・分析機能・評価実施を担っている。 ・ とくに、学長自らが機構長を務める「戦略イニシアティブ推進機構」は、大学としての研究拠点の形成を目指している。
研究活動の現状把握・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動の現状を把握する基礎データとして、「研究推進部」は外部資金獲得等実績の分析を、「評価企画室」は教員個人の活動データの収集・評価を、「研究戦略室」は研究を推進する部門からの意見聴取・分析を、部局長等は所属教員からの意見聴取・分析を行っている。また、企画評価室は関連部署と協力し、大学ランキングの分析など外形的なモニタリングも行っている。しかしながら、これらのデータを活用した研究活動の詳細分析には至っていないため、高度なデータ解析手法やそれを担う人材育成を課題に挙げている。 ・ 教員個人の活動を TRIOS というシステムを用いて年度単位で把握している。但し収集した大量のデータを分析するための人員が不足しているとのことである。

	<p>目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に組織改変を行い、教員の所属を「系」別に明確化した。平成 19 年度に「研究戦略イニシアティブ推進機構」を設置し、研究グループの育成や大型の競争的資金獲得のための助成を行っている。
	<p>体制・プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実施主体は系（人文社会、ビジネスサイエンス、数理物質、システム情報、生命環境、人間、体育、芸術、医学医療、図書館情報メディア）であり、教員はすべて、いずれかの系に属している。総合大学の特色を活かした研究戦略は、「研究戦略イニシアティブ推進機構」であり、将来の新研究科、新専攻、新センター等につながる教育研究組織を企図している。運営は機構長及び副機構長で、それぞれ学長及び副学長が就き、「研究戦略室」からの提言を受け、意思決定する。 「研究推進会議」は各系の研究戦略を担当する教員、研究関係センター長及び学長によって指名された教員で構成され、本部と部局間あるいは部局間相互の円滑なコミュニケーションと研究推進力の向上を目的とし、学内研究支援プロジェクトの選定や推進のほか、各部局によるグループ化に関する、登録・認定制度（大規模と小規模の 2 種類）を設けている。これによって研究グループの可視化を図っている。 研究戦略イニシアティブ推進機構は、学長を機構長とし、学内・学外委員から構成される分野別評価委員や推進委員会等によって構成されている。また学内公募により「プレ戦略イニシアティブ」を採択し、最大 1000 万円の助成を行っている。大型の競争的資金を獲得した課題の中から「戦略イニシアティブ」を採択し、特別教員の配置や研究スペースの支援を行っている。
	<p>評価の実施における工夫、特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全学の各組織は、毎年度当初に当該年度の重点施策を策定し、年度末に達成状況を自己点検・評価した後、大学本部に報告する「年度重点施策方式」を開学以来、継続的に実施し、その結果を年次報告書の形で公表している。平成 23 年度から、それに基づいた組織評価を開始した。 教員の個人評価は、教員の自己申告に基づき、お互いの研究状況を共有できるようにしている。専攻長レベルで点検・評価し、その結果を大学本部でも把握できるようにしている。また、業績の質の向上に資する意欲向上を図るため、1 年間で SS に相当する教員（約 30 名）を表彰している。 「研究戦略イニシアティブ推進機構」では、学内公募による『プレ戦略イニシアティブ』（期間 2～3 年）と、拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金の採択者に対する『戦略イニシアティブ』（期間 3～5 年）を用意し、より大型の競争的資金獲得の支援環境を整備している。同機構と研究組織（系）との相互作用によって新たな学術研究分野の開拓を狙っている。 筑波大学はもともと講座制ではなかったため、教員間の連携が弱く、そのことが競争的資金の獲得を阻害していたと分析

		<p>されている。これを踏まえ、教員間の連携やグループ化を促す方向で「プレ戦略イニシアティブ」の公募を行っている。</p>
<p>施策の効果の検証・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年に創設した「研究戦略イニシアティブ推進機構」を中核に、平成 23 年度は、研究戦略室による『プレ戦略イニシアティブ』の評価、研究関係会議の再編など、その機能強化を図るための改善を実施している。 法人の評価スケジュールに沿った年度単位の自己点検、教員の個人評価のためのデータ収集を行っている。 収集したデータを分析する人員が不足しているとのこと。 学生による授業評価を行っているが、教員個人の評価に反映していない。 	
<p>アウトリーチ活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産総研、NIMS、経団連とナノテクの拠点化を目指す「つくばイノベーションアリーナ」の推進など、筑波研究学園都市の立地条件を活かした連携や共同プロジェクトの立ち上げ、支援を行う学内組織として「グローバル・イノベーション推進機構」を設置している。 公開セミナー、各種シンポジウムなど。震災関係のセミナーで反響が大きいとのこと。 	
<p>マネジメント、評価人材養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策のモニタリング及び施策効果の分析における改善課題として、施策マネジメント体制、評価システム改革における方策としてマネジメント人材（Program Officer や評価担当の事務職員など）、と評価手法の開発を挙げており、効果的な研究マネジメントを実施する上での懸念事項としている。 	

2. 部局について（対象部局：計算科学研究センター等）

区分	コメント欄
<p>目標・計画、研究戦略（方向性）の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> センターの運営委員会が将来の方針を策定する。 全国共同利用施設であるセンターでは、外部委員を含むメンバーで構成される「運営協議会」で計画を決めている。 学部に対応する「系」では、系内に研究推進委員会をつくって研究戦略を検討している。
<p>目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会と運営協議会（半数は外部委員、年 2～3 回開催）で行う。方針の実施状況は 6 年間で確認している。 本部の方針に呼応して「グループ化研究シーズ」を進めている（芸術系）。 個人レベルのマネジメントが基本と考えている（人文社会系）

<p>施策の効果の検証・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価によって、進捗状況を毎年、年次報告の形でモニタリングしている。評価委員会を置き、4年目に中間評価（殆どが外国人の審査委員）を実施し、中期目標期間に1回、外部評価を行っている。 ・ 全国共同利用施設であるセンターでは、運営協議会による年度評価を実施している。学部に対応する系では、部局に設置された研究推進委員会での情報収集を行っている。その他、教員の個人評価のための情報の収集など。 ・ 遺伝子源の作成・配布など地味な基盤的業務を正當に評価するよう努力している。
<p>アウトリーチ活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ とくに、菅平高原実験センターは、長野県上田市教育委員会と連携し、サイエンス・コミュニケーションを実施し、広報誌「菅平生き物通信」は年に約10回、上田市と青木村の各家庭に配布されている。 ・ 菅平高原実験センターでは「菅平生き物通信」を各家庭に配布し、好評を得ている。

3. その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型研究資金の獲得を促進するための、研究者コミュニティの形成を支援する制度設計や組織改編の試みは、同様な問題を抱える総合大学にとっての共通課題であり、今後の具体的な結果や成果に期待したい。 ・ 筑波大学は講座制（研究室制）の無い、教員個人が自立した組織として発足したが、そのことが教員間の連携を弱め、学際融合による大型の競争的資金を獲得しにくくしているとの分析に基づき、教員間の連携を強める取り組みを強化している点に特徴（グッドプラクティス）がある。
--

《参考情報》

1-1 教員数（平成23年4月1日現在）

教授	620名
准教授	563名
講師	332名
助教	226名
合計	1,741名

1-2 学生数（平成23年5月1日現在）

学群	9,954名
博士前期課程 （修士課程）	4,053名
博士後期課程 （博士課程）	2,596名
専門職学位課程	194名
合計	16,797名

1-3 収入・支出（平成22年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	43,591	
施設整備費補助金	4,250	
補助金等収入	3,151	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	175	
自己収入	32,391	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,811	
引当金取崩	334	
目的積立金取崩	765	
計	92,468	

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
教育研究経費	46,179	
診療経費	20,321	
施設整備費	4,425	
補助金費	3,092	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,597	
長期借入金償還金	5,577	
計	86,191	

1-4 添付資料一覧

資料1 筑波大学研究戦略イニシアティブ推進機構規程

資料2 研究戦略イニシアティブ推進機構について

資料3 大学教員業績評価指針

○筑波大学研究戦略イニシアティブ推進機構規程

〔平成19年7月26日〕
法人規程第44号

改正 平成20年法人規程第27号

平成21年法人規程第27号

平成21年法人規程第52号

筑波大学研究戦略イニシアティブ推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する研究戦略イニシアティブ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機構の目的及び活動)

第2条 機構は、筑波大学（以下「本学」という。）の優れた教育研究の取組みを戦略イニシアティブとして位置付け、その強化育成を行うことにより、新たな教育研究領域を開拓する国際的な拠点へと成長させるとともに、その拠点を核とする新たな教育研究組織への発展及び研究プロジェクトの実施を支援することにより、もって本学の教育研究システムを高度化するスパイラルを形成することを目的とする。

(プログラム)

第3条 機構は、前条に掲げる支援活動を推進するため、次のプログラムを実施する。

- (1) 戦略イニシアティブ 特に優れた教育研究の取組みに対し、3年から5年までの期間、一定の予算、特別教員配置枠及び研究スペースを配分する事業
- (2) プレ戦略イニシアティブ（研究拠点提案型） 前号に規定する戦略イニシアティブへの発展を計画する優れた教育研究の取組みに対し、2年から3年までの期間、一定の予算を配分する事業
- (3) プレ戦略イニシアティブ（研究プロジェクト提案型） 優れた研究プロジェクトに対し、2年から3年までの期間、一定の予算を配分する事業

2 戦略イニシアティブ及びプレ戦略イニシアティブ（以下「イニシアティブ」という。）は、第6条に規定する推進委員会の議に基づき、次条に規定する機構長が選定する。

(機構長)

第4条 機構に、機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第5条 機構に、副機構長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(推進委員会)

第6条 機構に、推進委員会を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) イニシアティブの選定
- (2) イニシアティブに配分する予算、特別教員配置枠及び研究スペースの決定
- (3) イニシアティブの実施状況についての評価及び助言
- (4) その他本学の研究拠点の形成に関し必要な事項

(推進委員会の組織)

第7条 推進委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) その他機構長が指名する者 若干人

(推進委員会の委員長等)

第8条 推進委員会に、委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、推進委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(分野別評価委員)

第10条 推進委員会に、プレ戦略イニシアティブの評価等を行わせるため、分野ごとに、分野別評価委員を置くことができる。

(分野別評価委員の構成)

第11条 分野別評価委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 役員又は職員のうちから、機構長が推進委員会の意見を聴いて指名する者 若干人
- (2) 機構長が推進委員会の意見を聴いて委嘱する学外の有識者 若干人

(任期)

第12条 分野別評価委員の任期は、推進委員会が定める期間とする。

2 分野別評価委員は、再任されることができる。

(研究コーディネーター)

第13条 イニシアティブの運営を円滑にするため、イニシアティブごとに、研究コーディネーターを置くことができる。

2 研究コーディネーターは、当該イニシアティブの運営支援を行う。

(任期)

第14条 研究コーディネーターの任期は、当該イニシアティブの支援期間と同一とする。

2 補欠の研究コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第15条 機構に関する事務は、研究推進部戦略イニシアティブ事務局が行う。

(雑則)

第16条 この法人規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年7月26日から施行する。

附 則 (平20. 3. 31法人規程27号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 4. 1法人規程27号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 12. 24法人規程52号)

この法人規程は、平成21年12月24日から施行する。

平成19年7月26日設置
第40回役員会承認
平成21年12月24日改正
第75回役員会承認

研究戦略イニシアティブ推進機構について

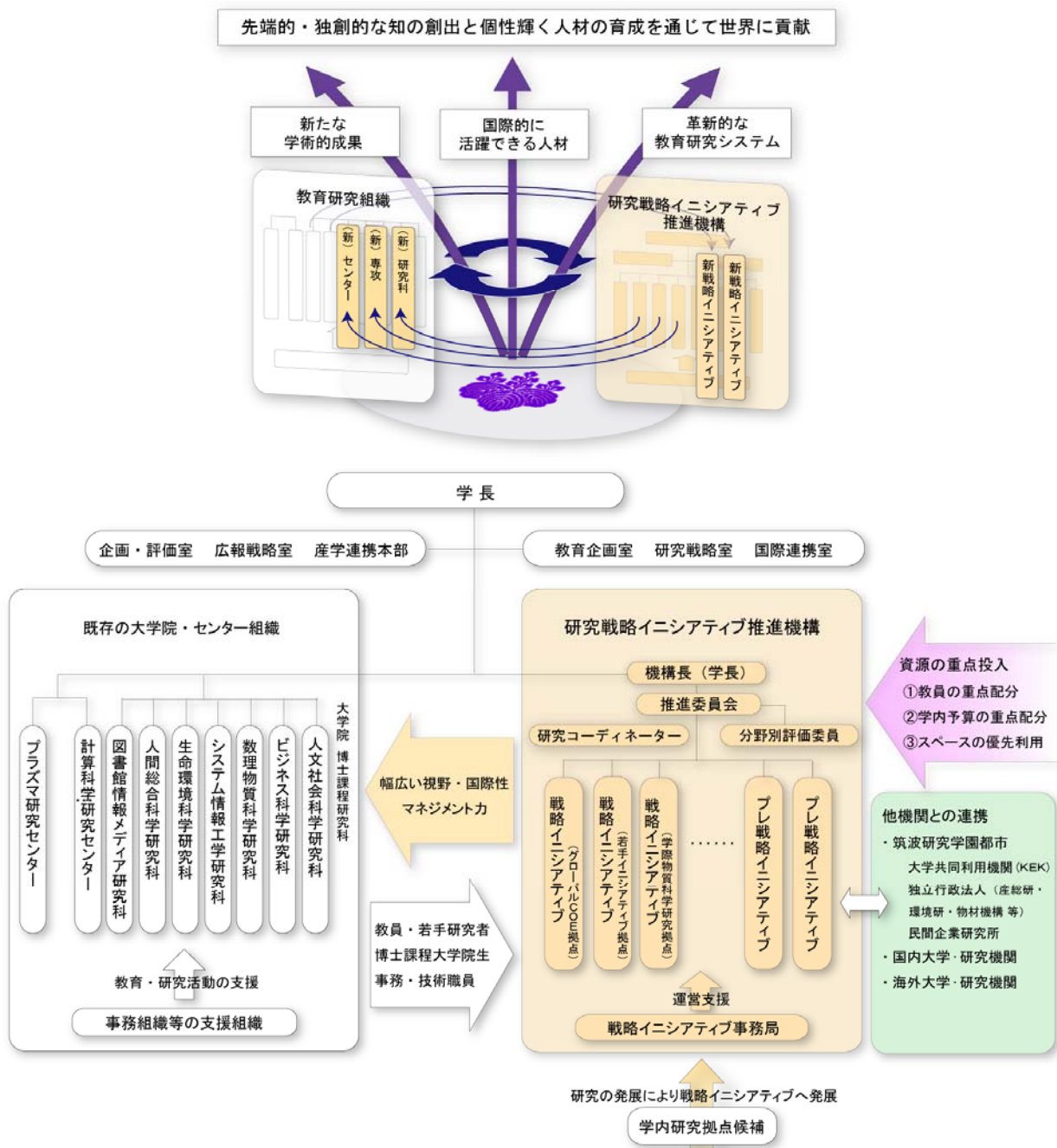
(目次)

1. 機構の基本的考え方	2
2. 戦略イニシアティブとプレ戦略イニシアティブ(以下「イニシアティブ」という。)	3
3. 機構によるイニシアティブへの支援	5
3.1 拠点形成活動経費・プロジェクト研究経費	5
3.2 教員配置	6
3.3 研究スペース	6
4. 選定の方式	7
4.1 戦略イニシアティブ(S)の選定	7
4.2 戦略イニシアティブ(A)の選定	7
4.3 プレ戦略イニシアティブの選定	7
5. 機構の組織と任務	7
6. 戦略イニシアティブ事務局	8
別紙 1 戦略イニシアティブの位置付け	
別紙 2 戦略イニシアティブの概要	
別紙 3 戦略イニシアティブの成長イメージ	
別紙 4 研究戦略イニシアティブ推進機構組織図	

1. 機構の基本的考え方

本学は創設以来、新しい教育研究の仕組みと開かれた大学の理念のもと、学内プロジェクト研究や特別プロジェクト研究組織により研究の発展の段階に応じた研究支援体制を提供してきた。また、専門性の深化と学際融合的な教育研究を促進するとともに、筑波研究学園都市の中核として、連携大学院方式・共同研究・研究者交流等の多様なシステムを構築してきた。さらに、筑波に立地する多数の研究機関と連携・協力することにより、高度な教育研究を実現し、これを大学の特色・強みとしてきた。

国際的な知のネットワークのハブとして、筑波研究学園都市にさらに大きな貢献が求められている中、本学は、幅広い学問分野を有し、学際融合的な教育研究を強みとする総合大学として、研究機関間の有機的連携の強化に中心的な役割を果たすことが求められている。あわせて、国際的な視野と実力を有する人材を育成すべく、教育研究のさらなる高度化に取り組んでいかなければならない。



以上を踏まえ、世界最高水準の研究拠点形成と新たな研究領域の開拓を通じ、国際的かつ多様なフィールドで活躍できる人材の育成と高度な学術的成果の持続的創出を促進するため、「研究戦略イニシアティブ推進機構」(以下「機構」という)を設置する。

同機構には、グローバルCOEプログラム採択拠点をはじめとして、世界最高水準と呼ぶに相応しい実績と本学の特色を活かした学際融合性などを有し、新たな学術研究分野を切り拓く教育研究組織へと発展させるべき研究拠点を、「戦略イニシアティブ」として位置付ける。

戦略イニシアティブにおいては、独創性・国際性・プロジェクトマネジメント力を重視した若手人材育成に力点を置くとともに、自立した個の強化と組織的成果の高度化を両立させる新たな研究推進方法の確立を目指す。また、筑波研究学園都市の各研究機関をはじめとする他機関との連携を最大限に活用し、本学と他機関の双方の成果向上を追求する。

機構においては、厳格な評価に基づく戦略イニシアティブの選定と、その研究拠点形成及び研究活動に対する戦略的資源投入、専門スタッフによる強力な支援を重点的に実施し、さらに、各研究機関との連携を総合的に支援・推進する。

戦略イニシアティブは、評価に基づき、将来的には研究科、専攻、共同利用・共同研究拠点、センター等の教育研究組織として発展することが期待される。また、機構や戦略イニシアティブで培われた学術的成果・人材・推進方法などを、大学全体にフィードバックさせ、教育研究水準の向上のスパイラルを形成する。

2. 戦略イニシアティブとプレ戦略イニシアティブ(以下「イニシアティブ」という。)

機構は、個人研究を支援するシステムではなく、研究拠点の形成及びグループによる研究プロジェクトを支援するシステムである。従って、機構において支援するイニシアティブは、自らの拠点形成計画や研究プロジェクト計画を持ち、一定以上の研究基盤(教員数、競争的資金)を有することが必要である。また、これらの促進には、拠点の成長段階や研究の発展段階に応じた支援を行う必要がある。

以上の観点から、機構において支援するイニシアティブには、表1に示す、4種類のカテゴリを設ける。

なお、各カテゴリの満たすべき申請資格は、文系と理系で差異があり得るが、この点については、イニシアティブの選定に当たって、研究グループの教員数、競争的資金の獲得状況等に基づき総合的観点から判断する。

(1) 戦略イニシアティブ(S)

機構における拠点形成の最終段階と位置付ける。拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金等の厳しい基準を有するプログラムに採択された拠点を想定し、中核教員(グローバルCOEプログラムにおける評価対象者に相当)の数は10名程度とする。

プログラム終了後は、研究科、専攻、共同利用・共同研究拠点、センター等の教育研究組織として発展し、教育研究水準の向上のスパイラルを形成することが求められる。

機構による支援期間は5年までとし、特別教員配置枠・研究スペースの支援を行う。拠点形成活動経費の支援は、大型競争的資金等の採択を前提とするので、必要最小限とする。ただし、特別教員配置枠は、全学的状況により、配置できない場合もある。また、関連する研究科や専攻においても重点分野として位置付け、当該イニシアティブに対する支援を実施するものとする。

(2) 戦略イニシアティブ(A)

戦略イニシアティブ(S)への成長段階の研究拠点と位置付ける。科学研究費補助金基盤研究(A)相当以上の競争的資金を原則として拠点代表者を含む2名以上の中核教員が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を5~10名有して、自らの策定した拠点形成計画に従って、拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金の獲得を目指しつつ、国際的に高い研究成果を創出することが期待される。拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金に毎年度、申請するものとする。

また、円滑な研究推進のために、研究科等の支援のもとで、研究科・専攻横断型の教育コース等の併設を推奨する。

支援期間は3年までとし、拠点形成活動経費・特別教員配置枠・研究スペースの支援を行う。ただし、特別教員配置枠は、全学的状況により、配置できない場合もある。また、関連する研究科や専攻においても重点分野として位置付け、当該イニシアティブに対する支援を実施するものとする。

(3) プレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)

戦略イニシアティブ(A)または(S)として拠点形成を目指すための十分な実績と可能性を有する研究拠点と位置付け、中長期的な戦略のもとで拠点形成を行う。科学研究費補助金基盤研究(A)または若手研究(A)相当以上の競争的資金を原則として申請代表者が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を5~10名有して、自らの策定した拠点形成計画に従って、特別経費や競争的資金の獲得を目指しつつ、優れた研究成果を創出することが期待される。特別経費や競争的資金に毎年度、申請するものとする。

また、異なる専攻や研究科、センター間で組織化された融合拠点や30歳・40歳代の若手教員により構成される提案を推奨する。

支援期間は2~3年までとし、原則として拠点形成活動経費の支援のみを行う。関連する研究科や専攻においても重点分野として位置付け、当該イニシアティブに対する支援を実施するものとする。研究スペースについては、特に必要と判断される場合は、支援期間内に限って支援する場合もあり得る。特別教員配置枠の配置は行わない。

なお、申請する教員は、中核教員であるか否かを問わず、他のイニシアティブ構成員との重複申請はできない。

(4) プレ戦略イニシアティブ(研究プロジェクト提案型)

グループによる研究プロジェクトと位置付け、中長期的かつ萌芽的な戦略のもとでプロジェクト研究を推進する。科学研究費補助金基盤研究(A)相当以上の競争的資金を原則として申請代表者または1名以上の中核教員が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を3~5名有して、自らの策定した研究プロジェクト計画に従って、特別経費や競争的資金の獲得を目指しつつ、学際融合を先導する萌芽的分野における優れた研究成果を創出することが期待される。特別経費や競争的資金に毎年度、申請するものとする。

また、異なる研究科や専攻、センター間で組織化された学際融合プロジェクトや30歳・40歳代の若手教員により構成される提案を推奨する。

支援期間は2~3年までとし、原則としてプロジェクト研究経費の支援のみを行う。関連する研究

科や専攻においても重点分野として位置付け、当該イニシアティブに対する支援を実施するものとする。研究スペースについては、特に必要と判断される場合は、支援期間内に限って支援する場合もあり得る。特別教員配置枠の配置は行わない。

なお、申請する教員は、中核教員であるか否かを問わず、他のイニシアティブ構成員との重複申請はできない。

カテゴリ	申請資格		支援期間	支援項目
	競争的資金等	中核教員数		
戦略イニシアティブ (S)	拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金に採択された拠点	10名程度	5年まで	拠点形成活動経費 特別教員配置(3人以内) 研究スペース
戦略イニシアティブ (A)	原則として、科研費基盤(A)相当以上を拠点代表者を含む2名以上の中核教員が申請時に獲得していること	5～10名	3年まで	拠点形成活動経費 特別教員配置(3人以内) 研究スペース
プレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)	原則として、科研費基盤(A)または若手(A)相当以上を申請代表者が申請時に獲得していること	5～10名	2～3年まで	拠点形成活動経費のみ (年間10,000千円まで)
プレ戦略イニシアティブ(研究プロジェクト提案型)	原則として、科研費基盤(A)相当以上を申請代表者または1名以上の中核教員が申請時に獲得していること	3～5名	2～3年まで	プロジェクト研究経費のみ (年間5,000千円まで)

表1 戦略イニシアティブ及びプレ戦略イニシアティブ

プレ戦略イニシアティブ採択課題の終了後に、同一または類似課題を再申請することは妨げないが、それまでの活動実績が重点的に審査される。

別紙1に、研究の発展段階とそれを支える研究資金から見た戦略イニシアティブの位置付けを示す。

別紙2及び表1に、4種類の戦略イニシアティブの概要を示す。

別紙3に、戦略イニシアティブ(S)に至る、拠点の発展・成長イメージを例示する。

3. 機構によるイニシアティブへの支援

3.1 拠点形成活動経費・プロジェクト研究経費

(1) 目的

拠点形成活動経費・プロジェクト研究経費の支援は、イニシアティブ運営のための経常的経費、国際拠点としての活動費用等、競争的資金によってはカバーし難い経費を中心とし、大型設備費は含めない。経費は代表者の責任のもとで使用できるが、拠点全体または研究グループに対するものであり、個人的な研究経費とは異なる。

(2) 財源

重点及び戦略的経費(戦略イニシアティブ推進機構経費)による。

3.2 教員配置

表 2 に、イニシアティブの中核教員数と特別教員配置支援の規模についての想定を示す。

(1) 方針

戦略イニシアティブには特別教員配置枠を配置する。ただし、特別教員配置は、全学的な配置状況により配置できない場合もある。

- ① 戦略イニシアティブ(S)においては、配置数は 3 人以内、配置期間は当該イニシアティブが獲得した大型競争的資金等の採択年数を超えないものとし、最長 5 年間までとする。配置の開始年度は、当該イニシアティブに採択された年度からとする。
- ② 戦略イニシアティブ(A)においては、配置数は 3 人以内、配置期間は 3 年間までとする。配置の開始年度は、当該イニシアティブに採択された年度からとする。
- ③ プレ戦略イニシアティブには特別教員配置枠は配置しない。

(2) テニユア・トラック制との関係

配置された特別教員配置枠は、任期付き教員枠として運用する。

カテゴリ等	規模	中核教員数	特別教員配置数
戦略イニシアティブ (S) 期間 5 年 (A) 期間 3 年	大型	10	3
	中型	7	2~3
	小型	5	1~2

表 2 イニシアティブへの特別教員配置支援規模(目標)

3.3 研究スペース

総合研究棟、共同研究棟等の全学共用スペースにおける公募スペース(以下「公募スペース」という。)の一定部分を、機構に優先的に確保し、機構において各イニシアティブへの配分を行う。

(1) 公募スペースの配分の考え方

- ① 公募スペースの管理運営は、施設委員会で行う。
- ② 機構優先利用スペースとそれ以外の公募スペースの面積配分については、各年度、施設委員会で審議する。
- ③ 機構優先利用スペース以外の公募スペースについては、従前の利用規程等による。
- ④ 機構優先利用スペースの審査・決定は、機構の推進委員会で行い、施設委員会へ報告する。
- ⑤ 機構の優先利用予定スペースに非利用スペースが生じた場合は、その年度内を限度として、公募スペースとする。

(2) 戦略イニシアティブへのスペース配分

- ① 戦略イニシアティブ(S)においては、配分期間は 5 年間とする。配分は、当該イニシアティブが採択された年度からとし、最終年度は当該イニシアティブの終了年度を超えないものとする。
- ② 戦略イニシアティブ(A)においては、配分期間は 3 年間とする。配分は、当該イニシアティブが採択された年度からとし、最終年度は当該イニシアティブの終了年度を超えないものとする。

(3) プレ戦略イニシアティブへのスペース配分

プレ戦略イニシアティブには原則として研究スペースの配分は行わないが、特に必要と判断される場合は、支援期間終了までを条件として配分を行う場合がある。

4. 選定の方式

イニシアティブの選定と支援内容の決定は、機構に置く推進委員会が、学内外の専門家を委員とする分野別評価委員の評価に基づいて行う。推進委員会等の詳細は「5. 」に記載する。

4.1 戦略イニシアティブ(S)の選定

戦略イニシアティブ(S)は、戦略イニシアティブ(A)及びプレ戦略イニシアティブ等が、拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金を獲得した場合に、当該拠点からの申請により選定する。戦略イニシアティブ(S)としての支援は、その時点から最長5年間とする。

4.2 戦略イニシアティブ(A)の選定

戦略イニシアティブ(A)は、原則としてプレ戦略イニシアティブの中から分野別評価委員の評価を参考の上、当該拠点からの申請により選定するが、プレ戦略イニシアティブ以外から推進委員が選定する場合もある。戦略イニシアティブ(A)としての支援は、その時点から最長3年間とする。

4.3 プレ戦略イニシアティブの選定

- ① プレ戦略イニシアティブの選定は学内公募を原則とするが、国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズを踏まえ、社会的インパクトの大きい研究課題(戦略目標)を設定の上、推進委員会が選定する場合もある。
- ② プレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)への申請拠点は、プレ戦略イニシアティブ期間だけでなく、戦略イニシアティブ期間における拠点形成及びその終了後の新たな教育研究組織への発展の計画を含む計画書を提出する。プレ戦略イニシアティブ(研究プロジェクト提案型)への申請グループは、プレ戦略イニシアティブ期間における研究プロジェクト計画書を提出する。
- ③ 推進委員会は、分野別評価委員を委嘱し、その評価を参考にプレ戦略イニシアティブの採択の可否を決める。分野別評価委員の評価により、申請計画を改善した上で採択する場合がある。

5. 機構の組織と任務

機構には、機構長、副機構長、推進委員会、分野別評価委員及び研究コーディネーターを置く。別紙4に、機構の組織図を示す。

(1) 機構長

学長が務め、そのリーダーシップの下に、機構の活動全体を統括する。

(2) 副機構長

研究担当副学長が務める。機構長を補佐し、機構の運営業務を司る。

(3) 推進委員会

機構長、副機構長、及び機構長の指名する委員により構成し、以下の任務を行う。

- ① イニシアティブの選定
- ② イニシアティブに配分する予算、特別教員配置枠、研究スペースの決定

③ イニシアティブの計画実施状況についての評価・助言

④ 戦略イニシアティブを核としての研究科・専攻・センター等への改組・再編等に向けた、概算要求等に係わる助言

(4) 分野別評価委員

プレ戦略イニシアティブ候補及びプレ戦略イニシアティブの評価を行うために分野別評価委員(学内委員1~2名、学外委員2~3名の計3~5名)を委嘱する。分野別評価委員は、プレ戦略イニシアティブの選考時評価、中間評価及び終了時評価を行い推進委員会に報告するものとする。

(5) 研究コーディネーター

戦略イニシアティブ(A)に学外の有識者等からなる世界的研究レベルの研究コーディネーターを配置し、採択又は移行年度から終了時まで、一貫して拠点の運営支援を行う。なお、研究コーディネーターの雇用は個別の拠点形成活動経費による。プレ戦略イニシアティブ(研究拠点提案型)での配置も推奨する。

6. 戦略イニシアティブ事務局

機構に戦略イニシアティブ事務局を置き、機構とイニシアティブの運営を支援する。戦略イニシアティブ事務局は、各イニシアティブの活動状況の把握に努めるとともに、イニシアティブの円滑な運営を推進するため推進委員会と連絡調整し、課題解決に向けた支援を行う。

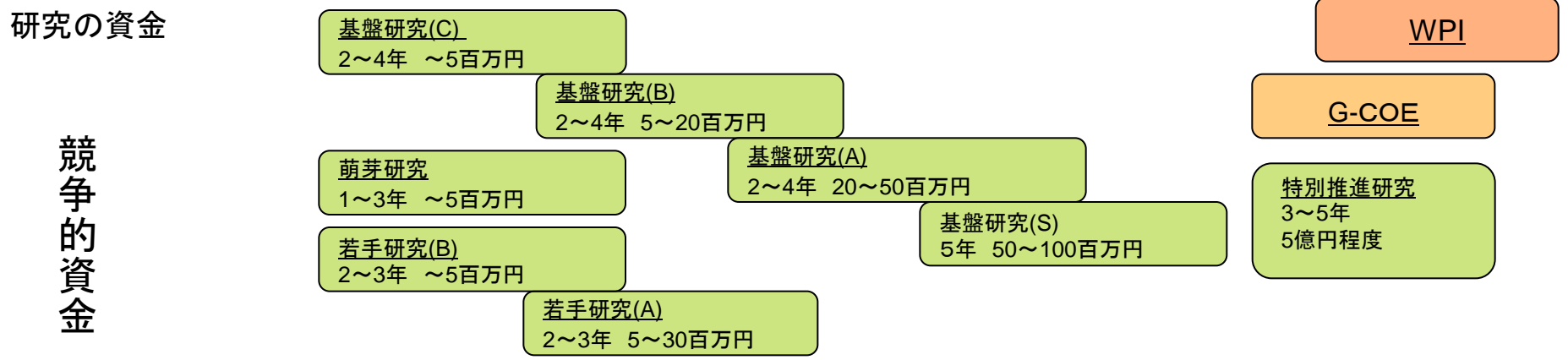
個々のイニシアティブの教育研究に係わる通常の事務業務については、それぞれの支援室あるいはセンター等の事務室で対応する。一方、イニシアティブが行う活動で複数の支援室に跨る業務や、新たな取組みを必要とする業務については、戦略イニシアティブ事務局において支援する。

戦略イニシアティブの位置付け

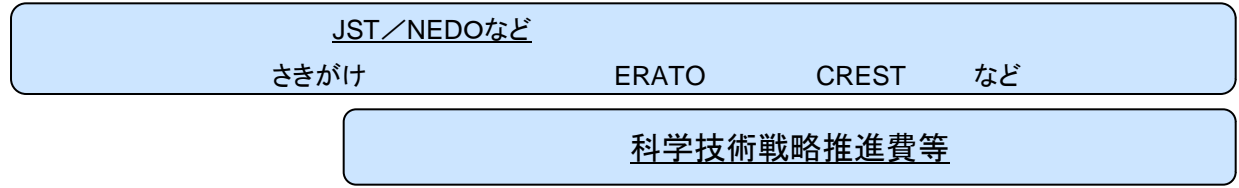


研究の展開 萌芽期 形成・発展期 成長・成熟期

研究の規模 個人研究 小・中グループ研究 グループ・拠点研究

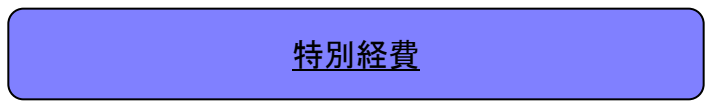


競争的資金

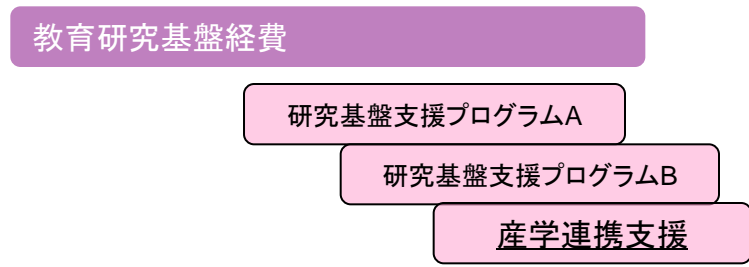


プレ戦略イニシアティブ等は、毎年度、特別経費等に申請

概算要求



学内支援



プレ戦略イニシアティブ
予算：
研究拠点提案型 10百万円まで
研究プロジェクト提案型 5百万円まで
期間：2~3年

戦略イニシアティブ
予算：10百万円
特別教員配置
研究スペース
期間：3~5年

戦略イニシアティブの概要

戦略イニシアティブ(期間3~5年)

戦略イニシアティブ(S): 期間5年

拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金等の厳しい基準を有するプログラムに採択された拠点を想定し、中核教員の数10名程度とする。プログラム終了後は、新たな教育研究組織として発展することが求められる。

戦略イニシアティブ(A): 期間3年

科学研究費補助金基盤研究(A)相当以上の競争的資金を拠点代表者を含む2名以上の中核教員が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を5~10名有して、自らの策定した拠点形成計画に従って、拠点形成を目的とした特別経費や大型競争的資金の獲得を目指しつつ、国際的に高い研究成果を創出することが期待される。

プレ戦略イニシアティブ(期間2~3年)

学内公募

研究拠点提案型: 期間2~3年

科学研究費補助金基盤研究(A)または若手研究(A)相当以上の競争的資金を申請代表者が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を5~10名有して、自らの策定した拠点形成計画に従って、特別経費や競争的資金の獲得を目指しつつ、優れた研究成果を創出することが期待される。

研究プロジェクト提案型: 期間2~3年

科学研究費補助金基盤研究(A)相当以上の競争的資金を申請代表者または1名以上の中核教員が申請時に獲得していることを前提とする。中核教員を3~5名有して、自らの策定した研究プロジェクト計画に従って、特別経費や競争的資金の獲得を目指しつつ、学際融合を先導する萌芽的分野における優れた研究成果を創出することが期待される。

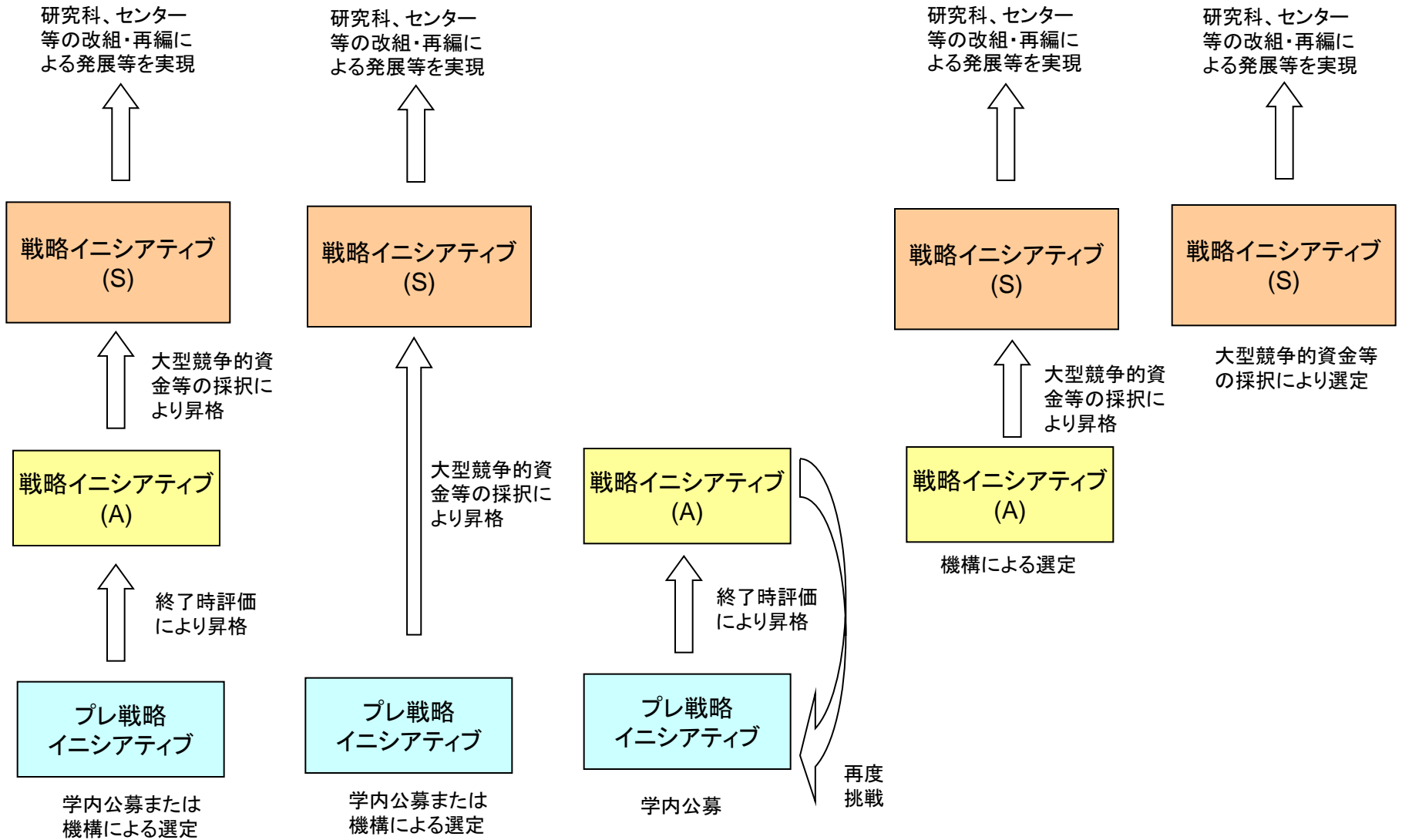
特別教員配置

- ・3名以内、期間は5年以内
ただし、(A)は3年以内
- ・開始年度はプログラム採択年度
研究スペース
- ・5年以内、ただし、(A)は3年以内
- ・開始年度はプログラム採択年度
- ・プログラム終了年度を超えない

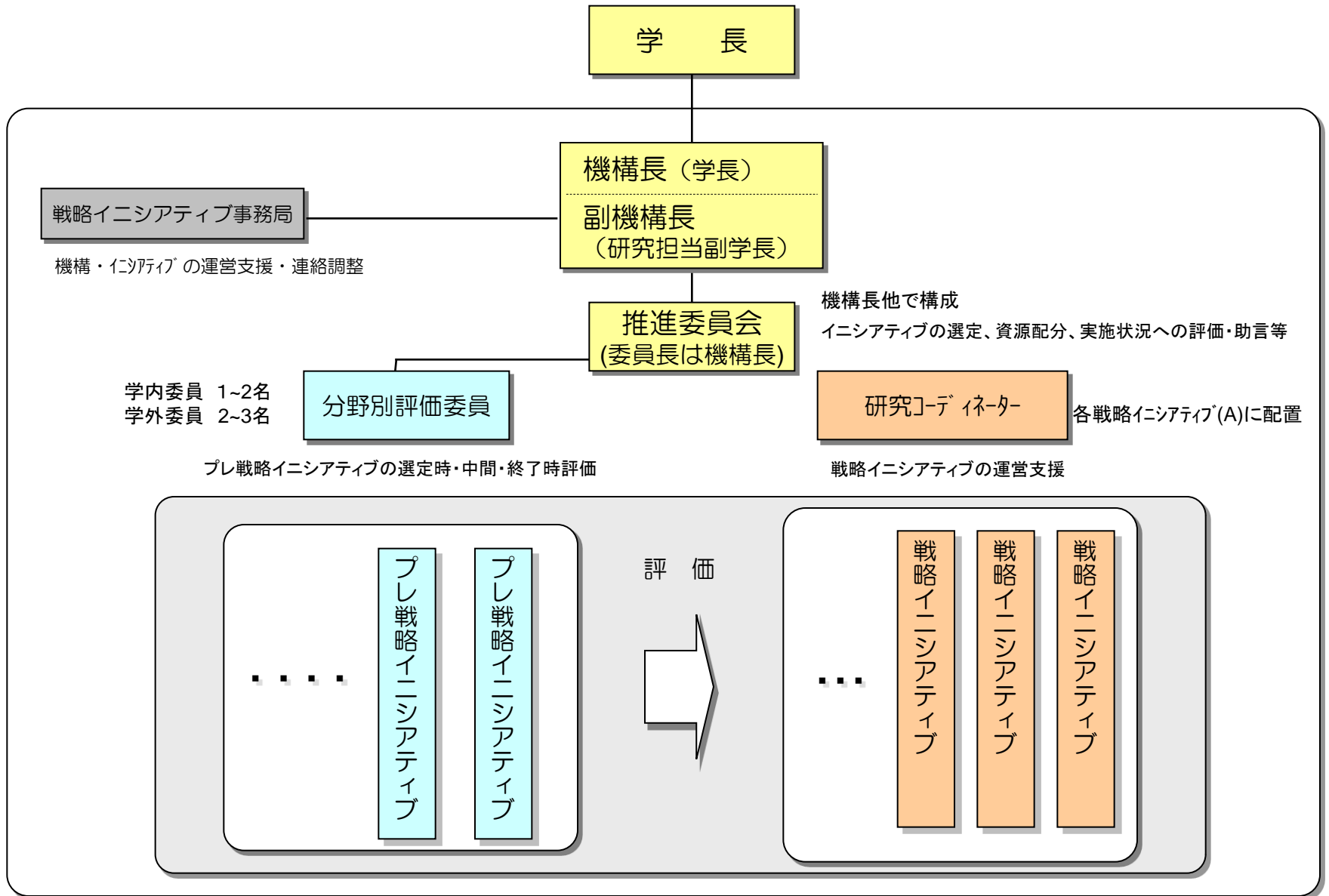
戦略イニシアティブは、プレ戦略イニシアティブ以外から選定する場合もある。

特別教員配置は行わない。
研究スペースは原則として配分しない。

戦略イニシアティブの成長イメージ



研究戦略イニシアティブ推進機構組織図



大学教員業績評価指針

平成21年5月21日
教育研究評議会決定

改正 平成24年2月16日

国公立を問わず大学を取り巻く情勢は厳しさを増すとともに、その一方で人材の育成や研究成果の創出など、社会の大学に対する期待は高まっており、大学は従来にも増して、教育研究の質を向上させることにより、これらの状況に対処していかなければならない。

また、厳しい財政状況のもと、教育研究活動に必要な資金を安定的に確保していくためには、その活動の成果を社会に対して適切に説明していく必要がある。

教育研究の質の向上と社会への説明責任という二つの要請を満たしていくためには、大学教員（以下「教員」という。）が自らの活動を自己点検・評価することによってその水準を絶えず改善・高度化するとともに、活動成果を広く社会に公開していかななくてはならない。

以上の考え方にに基づき、大学における教育研究が、個々の教員の自主的・創造的活動に基礎を置くものであることを十分踏まえた上で、それにふさわしい大学教員業績評価制度を導入する。

1. 評価の目的

上記の基本的な考え方に則り、本学の評価の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教員自らが自身の活動を客観的に分析し、活動の改善・質の向上を図る。
- (2) 教員の活動に対する正当かつ積極的な評価による処遇への反映やインセンティブの付与
- (3) 評価結果の分析を通じた大学や各組織における施策への反映
- (4) 国立大学法人としての社会への説明責任を果たす。

2. 評価の原則

- (1) 評価は、教員自らが自身の活動実績を自己点検・評価することを通じて行う。自己評価の妥当性については、第三者による評価において確認するものとする。
- (2) 自己点検・評価に当たっては、第三者が確認できる、可能な限り客観的な情報を用いることとし、そのため「筑波大学研究者情報システム（TRIOS）」、「筑波大学教育情報システム（TWINS）」、「筑波大学財務会計システム（FAIR）」等（以下「TRIOS等という。」）のデータベースを活用するものとする。
- (3) 特に優れた取組や成果はより高く評価し、課題点は改善を促すエンカレッジ型の評価とする。

3. 評価対象、実施組織及び実施体制

(1) 評価対象

評価の対象となる教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教で、常勤の者とする。

(2) 評価実施組織

- ① 評価の実施組織は、系とする。
- ② 評価結果については、系長が責任を負うものとする。
- ③ 系長は、評価に当たっては、所属する教員が担当する教育研究組織（研究科・専攻、学群・学類、附属病院、全国共同教育研究施設、学内共同教育研究施設、部局附属教育研究施設、附属学校教育局等。以下「関連する教育研究組織」という。）における当該教員の職務状況が反映されるよう十分配慮し、当該組織の長等から意見を聴くなど適切な措置を講ずるものとする。
- ④ 大学本部等において勤務する教員にあっては、評価を担当する副学長が実施する。

(3) 実施体制

① 部局評価委員会

(ア) 系ごとに部局評価委員会を置き、以下の事項を所掌する。

- a) 当該系の「大学教員の業績評価方針」及び「大学教員の業績評価基準」（以下「評価方針」という。）並びに評価方針に基づく評価項目の策定、公表
- b) 教員の自己点検・評価結果に係る評価の実施及びSS（極めて優れた活動内容）評価候補教員の選定
- c) 当該系における評価結果の具体的活用方策、評価を通じた組織の活性化の方策の検討及び系長への提案
- d) その他当該系の評価の実施に関する事項

(イ) 部局評価委員会には、当該系と関連する教育研究組織の長等が参画するものとする。

(ウ) 部局評価委員会は、当該系と関連する教育研究組織の業務に従事する教員の活動に十分配慮し、評価方針の策定及び評価に当たっては、当該組織の長等の意見を聴くなど適切な措置を講ずるものとする。

② 全学評価委員会

(ア) 教育研究評議会の下に、全学評価委員会を置き、部局評価委員会の委員長等をもって構成する。

(イ) 全学評価委員会は、次の事項を所掌する。

- a) 評価システムの全学的な企画・運用に関する事項
- b) SS評価教員の認定
- c) 評価結果についての不服申立の審査
- d) 評価結果の公表
- e) 評価を通じた全学的な教育研究活動の活性化につなげる施策の検討
- f) その他全学的な評価に関する事項

③ 評価企画室

評価企画室は、評価の実施に関し、次の事項を所掌する。

- a) 評価システムの全学的な企画・運用に関する原案の作成
- b) 評価結果の集約及び集計・分析
- c) 評価に関する情報の集約・提供

d) その他全学評価委員会が所掌する事項に関し、必要な事項

④ 学外者の参画

部局評価委員会及び全学評価委員会において、評価の透明性、公平性を担保するため、必要に応じて、学外者を評価委員として参画させることができる。

4. 評価領域、評価項目及び評価期間

(1) 評価領域

「教育」、「研究」及び「社会貢献・学内運営」の3領域とする。

なお、附属病院、又は全国共同教育研究施設、学内共同教育研究施設若しくは部局附属教育研究施設（以下「センター」という。）、又は附属学校教育局若しくは附属学校の業務に従事する教員については、上記領域にそれぞれ「診療」、「センター」又は「附属学校」を加えた4領域とする。

(2) 評価項目

全学共通の評価項目は、「大学教員業績自己点検・評価票（別紙様式1）」（以下「評価票」という。）のとおりとする。併せて、系は、その特性に応じて評価項目を追加することができる。

(3) 評価期間

① 評価は、前年度分の活動について、毎年度全学一斉に実施する。ただし、活動期間が複数年にわたる場合は、当該活動の全体を踏まえた評価とする。

② 評価実施年度の4月1日時点において、本学の職員に採用されて1年を経過していない者であっても、本人の希望により当該年度に評価を受けることができる。

5. 評価の手順

評価は、各教員がTRIOS等に入力した活動データ等を参考に、自身の活動を客観的に振り返る自己点検・評価を基本として実施する。

具体的な手順は、次のとおりとする。

(1) 教員は、自己点検・評価に先立ち、前年度の活動実績についてTRIOSに入力を行う。

(2) 系長は、部局評価委員会が教員の活動状況を適正に評価することを考慮して定めた評価の単位（以下「評価単位」という。）ごとに、氏名、職員番号を記載した「評価対象教員リスト」を作成のうえ、評価企画室へデータにて提出する。

(3) 評価企画室は、「評価対象教員リスト」で示された評価単位別に、TRIOS等のデータを集計し、「教員別データ票（別紙様式2）」（以下「データ票」という。）を作成する。

(4) 評価企画室は、データ票とともに評価票を系長を通じて各教員に配布する。

(5) 教員は、部局評価委員会の定めた評価方針に基づき、データ票に記載されたデータ等を勘案し、自己点検・評価を行い、評価票へ必要事項を記入の上、系長に提出する。

(6) 部局評価委員会は、評価を実施し、領域ごとのSS評価候補教員を選定するとともに、各評価票に、必要なコメントを付し、それらの結果を系長へ報告する。

(7) 系長は、教員へ評価結果の通知を行うとともに、全学評価委員会に対して、領域ご

とのSS評価候補教員について推薦を行う。

- (8) 全学評価委員会は、推薦されたSS評価候補教員の中から、領域ごとにSS評価教員を認定し、その結果を系長及び当該系と関連する教育研究組織の長並びに本人へ通知するとともに、学長に報告する。

6. 評価の方法、結果の通知等

(1) 評価の基準

① 教員が自己評価を行う際に用いる評価の段階

S（平均水準を大きく上回っている）

A（平均水準を上回っている）

B（平均水準の活動内容である）

C（平均水準を下回っている）

② 「平均水準」の考え方

ア) 教育領域

授業時間数や指導学生数等の定量的数値を勘案し、教育組織からの要請を踏まえ系が求める教育活動を適切に遂行していることをもって「平均水準」とする。

イ) 研究領域

論文数や外部資金受入状況等の定量的数値を勘案し、教員の専門分野に係る研究活動が、国内外の学界における平均的な水準であることをもって「平均水準」とする。

ウ) 社会貢献・学内運営領域

評価対象者の職階に応じた役割、所属する系又は担当する教育研究組織からの要請等を勘案し、教育研究活動以外の活動に係る業務を適切に遂行していることをもって「平均水準」とする。

③ 部局における基準の策定と周知

部局評価委員会は、評価の実施に当たって、「平均水準」の考え方を踏まえ、当該系における評価基準を定め、評価対象の教員へ周知するものとする。

④ 全学評価委員会が認定する評価

SS（極めて優れた活動内容である）

(2) エフォート率

教員の全活動時間に占める各領域の活動時間の割合をエフォート率で表し、百分率で記入する。ただし、エフォート率は、教員個々の活動への時間配分を知るために設定した参考指標であり、この記入内容は評価において考慮しないものとする。

(3) 教員による自己点検・評価の方法

- ① 教員は、自身の活動状況について、部局評価委員会の定めた評価方針に基づき、データ票に記載されたデータ等を勘案し、領域ごとに自己点検を行い、評価票に記入する。

- ② 評価票への記入要領は、別に定める。

(4) 部局評価委員会による評価の方法

- ① 部局評価委員会は、評価票に記載された自己点検・評価結果について、評価方針

に基づいて検証し、評価票の所定欄に、改善に資する助言や意見その他必要なコメントを付した上で系長に報告する。

② 部局評価委員会は、S評価に相当する活動と認める教員の中から、特に優れた教員を領域ごとに選定し、SS評価候補教員として系長に報告する。

③ 部局評価委員会は、評価の過程において、必要に応じて、教員個々の意見を聴く機会を設けるものとする。

④ 系長は、報告を受けたSS評価候補教員について、全学評価委員会に推薦する。

(5) 全学評価委員会による評価の方法

全学評価委員会は、SS評価候補教員として推薦された者の中から、特に優れた取組や活動を行っていると思われる教員を、領域ごとにSS評価として認定し、その結果を系長及び当該系と関連する教育研究組織の長並びに本人に通知するとともに、学長に報告する。

(6) 通知、対話、報告等

① 系長は、部局評価委員会より報告された結果を、教員個人に対し適切な方法で通知する。

② 系長は、優れた活動を行っている教員には、その活動の一層の向上を図るよう奨励し、当該活動に係る意見、要望等を聴取する機会を設けるものとする。また、必要に応じ、意見、要望等の内容を関連する研究科長、学群長、センターの長、附属病院長又は附属学校教育局教育長に通知するものとする。

③ 系長は、活動状況に問題がある教員又は正当な理由なく評価票を提出しない教員には、適切な指導及び助言等によって改善を促すものとする。

特に、評価結果を教員の活動成果の向上につなげるためには、評価者と評価対象の教員との対話が重要であることに鑑み、系長又は系長が指定する者は、評価結果について、当該組織における教育研究環境の改善を含め、当該教員と十分な対話に努めるものとする。また、必要に応じ、対話の結果を関連する研究科長、学群長、センターの長、附属病院長又は附属学校教育局教育長に通知し、必要な措置を講ずるものとする。

④ 系長は、部局評価委員会より報告された評価結果及び教員個人に対して行った奨励、指導及び助言等の内容について、評価企画室長を通じ、学長に報告するものとする。

7. 不服申立て

(1) 教員は、評価票に付された部局評価委員会からのコメント内容について疑義がある場合は、系長に対して説明、修正等を求めることができる。

(2) 系長は、教員からの求めに応じて、部局評価委員会と協議の上、当該コメントを付すに至った理由、根拠等を示し、必要に応じてコメントの修正、削除等の措置を行い、教員に対して書面で回答するものとする。

(3) 教員は、系長の回答について、さらに不服がある場合は、全学評価委員会に対して不服申立てを行うことができる。

(4) 全学評価委員会は、教員から不服申立てがあった場合、系長及び部局評価委員会の

意見を聴いた上で、不服の妥当性についての審査及び必要に応じて教員業績評価の再評価を実施し、その結果を最終結果として、不服申立てを行った教員及び系長へ通知するものとする。

(5) 不服申立てに係る様式については、別に定める。

8. 評価結果の活用及び公表

(1) 評価結果は、次のように活用するものとする。

- ① 教員個人が今後の教育・研究等の質の向上・改善を図るための指標とする。
- ② 全学、系及び当該系に関連する教育研究組織において、組織運営等の改善のための資料とする。
- ③ 系長が勤勉手当及び昇給について判断するための参考資料のひとつとする。
- ④ その他評価結果の活用方法は、適正な手続きを経て、全学、系等において、別に定めることができる。

(2) 評価結果は、社会への説明責任の確保の観点から全学評価委員会において公表する。公表内容は、各系の評価結果を全学で取りまとめ集計したもの及びその分析結果のみとし、教員個人の評価結果は公表しない。

(3) 評価票から取得した教員個人の評価情報を閲覧できる者は、職務上の必要がある者に限定し、次のとおりとする。

- ① 評価対象の教員が所属する系の長及び当該系の長が指定する者
- ② 評価対象の教員の評価を実施する部局評価委員会の委員及び当該委員会事務担当者
- ③ 評価企画室長、室員及び評価企画室事務担当者
- ④ 全学評価委員会委員
- ⑤ 学長及び副学長

9. 評価システムの絶えざる改善

大学教員業績評価は、その実施により教員個人の活動の質の向上に資するとともに、大学全体の活動の一層の活性化や改善が図れるよう、その実施結果について分析し、大学・各組織の運営にフィードバックしていかなければならない。そのため、全学評価委員会を中心に、評価による効果の検証や中期目標・中期計画等を踏まえつつ、不断に改善を重ね、よりよい評価システムの構築を目指すこととする。

附 記

この指針は、平成21年5月21日から実施する。

附 記

- 1 この指針は、平成24年2月16日から実施する。
- 2 この指針の施行後、改正前の大学教員業績評価指針において大学院博士課程研究科を評価実施組織として実施する大学教員業績評価に係る取扱いについては、改正後の大学教員業績評価指針の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

教員別データ票

所属系		氏名	
評価単位の名称		職名	

〔教育〕

○担当授業

【学群】

担当科目名称	開設組織	単位	履修者数
計			

評価単位平均		
--------	--	--

【大学院】

担当科目名称	開設組織	単位	履修者数
計			

評価単位平均		
--------	--	--

○卒業・卒研・大学院指導学生数及び卒業・修了者数

教育組織	指導学生数	うち卒業又は修了者数	評価単位平均	
			指導学生数	うち卒業又は修了者数
学類(卒論又は卒研)				
大学院博士前期課程 (修士・博士課程中間審査含む)				
大学院博士後期課程				
計				

○教育活動

活動名	学内・学外	対象	内容

〔研究〕

○著書・翻訳リスト

著書名	種別	単著/共著	出版社名	出版年月

○論文リスト

発表論文の標題	種別	単著/共	筆頭	掲載誌名	出版社名	巻号頁			出版年月
						巻	号	頁	

○著書数

項目	件数	評価単位平均
著書・翻訳		
総説		
その他		
計		

○論文数

項目	件数		評価単位平均	
	査読あり	査読なし	査読あり	査読なし
原著論文				
国際会議プロシーディングス・国際会議論文				
学内紀要等				
口頭発表				
その他				
計				

○データに関する注釈記入欄

○データに関する注釈記入欄

○芸術系の活動・フィールドワーク等

作品名等	種別	単独/共同
計		

○データに関する注釈記入欄

○講演実績

発表題目	学会・集会等の名称	開催年月日	国内・国外	種別

○講演実績集計

項目	件数	評価単位平均
研究発表		
招待講演等		
産学官連携フォーラム		
その他		
計		

○受賞

受賞名	受賞年月日	授与機関名	題目	国内・国外

○外部資金受入

資金種類	研究課題	種目	代表/分担	直接経費	間接経費
	件数計		金額計		
評価単位平均	件数		金額		

○知的財産権

名称	種別	単独・共同	出願・発明等	状態	番号	年月日

○知的財産権集計

種別	件数	評価単位平均
特許		
実用新案		
意匠・商標・その他		
計		

〔社会貢献・学内運営〕

○社会活動

活動名	活動種別	対象・機関	役割	内容・備考

○データに関する注釈記入欄

○所属学会

所属学会	国内・国外	役職名

○学内運営

役職名・所属委員会・その他の活動	役割